

## [小児かかりつけ診療料算定できる施設基準]

- 1 小児科外来診療料を算定している保険医療機関であること。
- 2 時間外対応加算1又は2の届出を行っている保険医療機関であること。
- 3 小児科又は小児外科を専任する常勤の医師が配置されていること。
- 4 以下の要件のうち3つ以上に該当すること。
  - a. 在宅当番医制等により初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を月1回以上実施
  - b. 市町村を実施主体とする乳幼児の健康診査を実施
  - c. 定期予防接種を実施
  - d. 過去1年間に15歳未満の超重症児又は準超重症児に対して在宅医療を提供
  - e. 幼稚園の園医又は保育所の嘱託医に就任

## [小児かかりつけ診療料の主な算定要件]

1. 対象は、継続的に受診している未就学児(3歳以上の患者にあつては、3歳未満から当該診療料を算定しているものに限る。)であつて、当該保険医療機関の医師をかかりつけ医とすることについて同意を得ている患者。
2. 原則として1人の患者につき1か所の保険医療機関が算定することとし、他の保険医療機関と連携の上、患者が受診している保険医療機関をすべて把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行う。
3. 当該診療料を算定する患者からの電話等による問い合わせに対して、原則として当該保険医療機関において常時対応を行うこと。
4. 児の健診歴及び健診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じること。
5. 児の予防接種歴を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する助言等を行うこと。